守口市長　様

業務提携書（産廃）

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 商号又は名称 |
| 収集運搬業者（入札参加者） |  |
| 処分業者　　（業務提携者） |  |

　上記の収集運搬業者及び処分業者（以下「業務提携者」という。）は守口市が発注する淀江倉庫廃棄物処理業務委託において次のとおり業務を提携する。

1. 上記の業務を受託した場合、業務提携者は、各者が守口市と契約を締結するとともに、委託業務の実施に支障がないよう連絡調整、連携等を図りながら、法令等に基づき適正に業務を遂行するものとする。
2. 守口市と契約締結に至った場合、収集運搬業者及び業務提携者は入札時に提出する「内訳書」記載の収集運搬業務及び処分業務の金額をもって、それぞれが守口市と契約するものとする。ただし、契約金額の支払いについては、収集運搬業者が業務提携者の請求業務を代行し、収集運搬業者は守口市が支払った契約金額のうち業務提携者の契約金額を当該業者に支払うものとする。
3. 業務提携の期間は契約締結日から令和７年２月14日までとする。

第４条　業務提携者は、告示文書の２入札参加者に必要な資格（１）から（６）に該当すること。

第５条　業務提携者は、本案件の入札に関して他の入札参加者の業務提携者になることはできない。

令和　年　月　日

（収集運搬業者）

　　　　　　　　　　　　　　住所

 　　名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（処分業者）

住所

名称

代表者名　　　　 　　　　　　　　　　　　　印